

議案第25号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

大田原市長 相馬 憲一

記

- 1 処分の目的 森林資源の循環活用のため
- 2 財産の表示
 - (1) 所在 大田原市雲岩寺加良美上（林班11、準林班ウ、小班1外）
種類 立木（スギ、ヒノキ）
数量 1,540立方メートル
 - (2) 所在 大田原市雲岩寺加良美上（林班11、準林班工、小班9外）
種類 立木（スギ、ヒノキ）
数量 2,895立方メートル
- 3 処分の予定価格 28,371,000円
- 4 処分の方法 素材生産販売委託